

(2) 南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務プロポーザル実施要綱

第1条 (趣 旨)

(2) 南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務(以下「本業務」という。)において、プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により契約候補者を特定しようとする場合の事務取扱については、富田林市契約規則その他別に定めるもののほか、この実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

第2条 (定 義)

要綱におけるプロポーザルとは、市が一定の条件を満たす事業者を選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、提出された書類をもとに当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した優秀提案及び契約候補者を特定する方式をいう。

第3条 (概 要)

本業務は、南河内3市町村の下水道管路施設の管理を行うための下水道台帳管理システム(以下「本システム」という。)を構築し、下水道管路施設等の把握と窓口業務の効率化及び維持管理計画・改築更新計画を円滑に推進することを目的とするものである。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 業 務 名 称 | (2) 南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務 |
| (2) 業 務 概 要 | 別紙「特記仕様書」のとおり |
| (3) 業 務 委 託 期 間 | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで |
| (4) 提 案 参 考 額 (システム構築費用) | 36,344,000円
(消費税及び地方消費税を含む) |

第4条 (工 程)

プロポーザルに係るスケジュールは次頁の通りとする。なお、後述する書類提出等の期限のあるものについても次頁のスケジュールフローに記載した日時を参照すること。

※日時等に変更が生じた場合には、改めて通知する。

第5条 (参加資格条件)

本プロポーザルに参加できるものは、次に挙げる要件の全てを満たすものとする。また、企業形態は単体企業のみとし、共同企業体での参加は認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加者の資格)に該当しない者
- (2) 公告の日から開札執行の日までの間に、本市の入札等参加停止を受けていない者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、本市暴力団排除措置要綱による指名排除措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている者であ

っても手続き開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 富田林市の指名競争入札参加資格審査申請要領における測量・建設コンサルタント業務委託において、希望業種が「地図調整」又は「下水道」の資格審査を受理され、令和2年4月1日現在、本市の競争入札参加資格を有する者。
- (6) 以下の資格を有する者。
 - 1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 若しくは JISQ27001)
 - 2) プライバシーマーク (JISQ15001)
- (7) 以下の資格を有する技術者を配置できる者。
 - 主任技術者：測量士、平成22年度以降における同内容の実績
 - 照査技術者：空間情報総括管理技術者

第6条 (プロポーザルに係るスケジュール)

手続開始の公告・質問書の受付開始	令和2年5月11日 (月)
質問書の受付終了	令和2年5月15日 (金)
質問書の回答	令和2年5月26日 (火)
参加表明書等提出	令和2年6月11日 (木)
一次審査結果通知発送	令和2年6月24日 (水)
提案書等提出	令和2年7月1日 (水)
デモンストレーション実施	令和2年7月8日 (水)
プレゼンテーションによる技術提案実施	令和2年7月8日 (水)
二次審査結果通知発送	令和2年7月17日 (金)
契約締結	令和2年7月31日 (金)

第7条 (質問受付及び回答)

要綱及び仕様について疑義がある場合は、質問書(様式9)を使用し、電子メールにより質問を受付する。この時、送信者は必ず電話にて着信を確認すること。また回答は公平性を考慮し、富田林市ホームページ上で質問内容と共に公開する。なお、審査基準の配点などの審査に関する事項や他の提案者に関する情報、その他委託業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

第8条 (参加表明書等提出)

参加表明等の提出書類は次のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書等	参加表明書 (様式1)	原本 1部 (クリップ留め) 写し 10部 (ホチキス留め)
	会社概要 (様式2)	
	業務実績 (1~4) (様式3)	
	配置予定技術者経歴及び実績 (様式4~6)	
返信用封筒	長3号封筒 (宛先記載、84円切手貼付)	1通

第9条（提案書等提出）

提案書等の提出書類は次のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
提案書等	技術提案書	(様式7)
	提案価格（構築費用）	(様式自由)
	年間保守業務参考見積書	(様式自由)
	年間更新業務参考見積書	(様式自由)
	システム機能調査票	(様式10)
		原本 1部 (クリップ留め) 写し 10部 (ホチキス留め)

2 提出書類の留意事項

- (1) 参加表明書（様式1）
 - 1) 提出者の必要事項を記載し、押印すること。
- (2) 会社概要（様式2）
 - 1) 会社名、所在地、許認可資格等取得状況、従業員数、技術者数等を記載すること。
 - 2) 業務登録及び資格証の写しを提出すること。
 - 3) 参加企業の概要や実施業務分野が記載されたパンフレットを提出すること
- (3) 業務実績（1～4）（様式3）
 - 1) 実績は、様式下部の注意点に従って記載すること。
 - 2) 記載した業務実績について、実績証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。
また、業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されたことを証するもの（写し可）を提出のこと。
- (4) 配置予定技術者等経歴及び実績（様式4～6）
 - 1) 配置予定の現場代理人、主任技術者及び照査技術者について「氏名」「所属及び所在地」「保有資格（最大5件）」を記載すること。また、配置予定技術者等が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）を添付すること。
 - 2) 記載した業務実績について、実績証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。
また、配置予定技術者等毎にその業務に係わる契約書及び配置予定技術者等が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定技術者が業務に従事したことが確認できるページ）を提出、若しくは業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されたことを証するもの（写し可）を提出のこと。
- (5) 技術提案書（様式7）
 - 1) 技術提案書についてはA4縦サイズ片面15頁以内とし、文字サイズは10ポイント以上で作成するものとする（ただし、図表等に関してはその限りではない）なお、表紙（様式7）と目次は1頁に数えない。また、専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡素で平易な表現を心がけること。
- (6) 提出方法は郵送（配達記録、書留郵便）によるものとし、令和2年6月11日（木）（当日消印有効）とする。

(7) 提出先は第17条に記載する場所とすること。

3 辞退届(様式8)を提出した者並びに提出期限まで提出のない者については、参加を辞退したものとする。

4 提出された提出書類の返却は行わない。

5 要綱に係る説明会は開催しない。

6 技術提案書は、以下について記載すること。

(1) 業務実績方針

(2) 業務体制

(3) 業務工程、業務フロー

(4) 業務内容

(5) 下水道台帳管理システム構築支援

(6) ランニングコストの縮減について(保守・システム更新等)

(7) 下水道法における広域化・共同化について

(8) 災害発生時に対する共有化について

(9) 独自提案

7 提案価格(構築費用)(様式自由)は以下のとおりとする。

システム開発、導入、職員の研修、工期内の保守などシステムを導入するために必要な全ての費用を見積すること。

※提案価格は提案参考価格を上限とする。

※各項目については費用経費を含んだ金額とし、消費税を抜いた金額とする。

※技術提案書に記載した内容については、数量、個数、種別等が分かるように全て明記とする。

8 年間保守業務参考見積書(様式自由)は以下のとおりとする。

令和3年度以降に本システムに係る運用保守の経費を記載すること。保守作業全般は、当該委託契約の範囲外である。(なお、保守契約締結の際には、本市と受託者の協議のうえ、内容を変更することができる)

9 年間更新業務参考見積書(様式自由)は以下のとおりとする。

令和3年度以降に本システムに係る更新業務の経費を記載すること。更新業務全般は、当該委託契約の範囲外である。(なお、経費については、「南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務選定プロポーザル実施基本方針」P3に記載の(参考)令和元年度の更新業務概要を参考とするものとする。

10 システム機能調査票(様式10)は以下のとおりとする。

導入する予定の下水道管路管理システムについて、所有する既存システムのシステム機能調査票にて機能充足状況(標準で装備しているはA、カスタマイズもしくは代替え機能で用意する機能はB、用意できない、装備なしはC)を記入すること。

第10条(選定委員会の審議)

選定委員会は、提案書を提出する者(以下「提案者」という。)の提案書の内容により、評価基準に基づき、合議して提案の優劣を判定し、採点の合計点により提案者の中

から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

- 2 選定委員会は、メンバー個々の評価の着眼点、評価項目及びその重み、評価基準について互いに確認し、選定委員会として一致した結果が得られるように努めなければならない。
- 3 選定委員会の採点は、前項の結果に則したものでなければならない。
- 4 選定委員会は提案内容について、上位 3 者（同点は同位者扱いとする）に別途、操作体験会及び提案書ヒアリングを行う。

(1) デモンストレーション実施

- 1) デモンストレーション日程：令和 2 年 7 月 8 日（水）（予定）
実施方法は、一次選考結果通知発送（令和 2 年 6 月 24 日（水））時に、一次選考選定業者へ通達する。
- 2) 依頼事項：提案者が提案する下水道台帳管理システムについて、指定の日時・場所に、デモンストレーションに必要な機器一式（データセットアップしたスタンドアロンのデモ機等を想定）を設置すること。なお、必要な機器等の準備は、全て提案者の負担とする。

(2) プレゼンテーションによる技術提案実施

- 1) プレゼンテーションによる技術提案実施日程：令和 2 年 7 月 8 日（水）（予定）
準備（10 分）、プレゼンテーションによる提案内容説明（40 分）、デモンストレーション（40 分）、質疑応答（20 分）、片付け（10 分）、合計 120 分を目安として実施。
- 2) 実施時に必要なデモ機等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意することとする。（プロジェクター、スクリーンについては本市が用意する）
- 3) 実施時の説明員は 6 名以内とする。
- 4) 実施時の資料配布は一切禁止することとする。
- 5 選定委員会の代表は、前各項の規定により提案者の順位を決定した時は、市長に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合はその記録その他選定委員会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。
- 6 選定委員会は、提案者が 1 名の場合でも、評価基準に基づき審議し、評価結果を市長に報告しなければならない。

第 11 条（契約候補者の特定）

市長は、選定委員会から契約候補者として特定すべき者について報告を受けた場合は、契約候補者として特定するものとする。

- 2 市長は、契約候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書により通知する。
- 3 非特定者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることが出来るものとする。ただし、結果通知書の日付から数えて 7 日以内に提出すること。
- 4 市長は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、特定者が提案書に記載した配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。

第12条（提案資格の喪失等）

提案者が、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第5条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 2 前項の場合において、市長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由、又は提案が無効となった理由を付して通知しなければならない。
 - 3 特定者の提案書が、第1項の規定により無効となったとき、市長は第10条第1項により報告のあった順位が次点の提案者を改めて契約候補者として特定する。

第13条（費用負担）

本プロポーザルに要する書類作成等の費用はすべて提案者の負担とする。

第14条（業務仕様協議）

市長は、本業務のうち、提案書に示された業務について特定者とその内容について協議、確認し、業務特記仕様を決定する。

第15条（業務価格協議）

市長および特定者は、前条仕様に示された業務について、提案価格を基本として、業務価格を協議する。

- 2 特定者は、前項において協議した業務価格を上限として、市長に対して見積書を提出する。

第16条（業務契約）

市長は、前2条で決定した仕様、価格により、特定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による委託契約を締結する。

第17条（担当窓口）

本業務の担当窓口及び提案書提出先は以下のとおりとする。

- (1) 担当部署：富田林市 上下水道部 下水道課
- (2) 住 所：大阪府富田林市常盤町1-1
- (3) 電話番号：0721-25-1000
- (4) 電子メール：gesui@city.tondabayashi.lg.jp
- (5) 宛 先：「(2)南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務」担当者様